

区 分	件 名	概 要
生活部	三重県情報公開条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正にかんがみ、県が設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合の情報公開等についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は、公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努める。 ・実施機関は、指定管理者に対し、情報公開の推進に必要な措置を講ずるよう指導に努める。
地域振興部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年10月1日、同月11日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・度会郡南伊勢町の設置に伴い、次の事務を同郡南伊勢町が処理することとする事務とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公職選挙法施行令に基づく事務 (2) 三重県漁港管理条例に基づく事務 (3) 三重県屋外広告物条例に基づく事務 ・北牟婁郡紀北町の設置に伴い、次の事務を同郡紀北町が処理することとする事務とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 化製場等に関する法律に基づく事務 (2) 三重県屋外広告物条例に基づく事務
総務局	県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例の一部を改正する条例案	<p>不動産登記法の全部改正に伴い、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開についての規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
総務局	<p>免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税軽油使用者証の書換え手数料に係る規定を整備する。 <p>地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、自動車税及び自動車取得税についての規定を整備するものである。 (平成18年1月1日(一部平成18年4月1日、平成17年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢65歳以上の者に係る個人県民税の非課税措置を廃止する。 ・県域を越える自動車転出入に係る自動車税の月割計算を廃止する。 ・平成17年度自動車排出ガス規制に適合した一定のバス、トラック等について、自動車取得税の税率を控除する。 <p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除について、適用要件である事業用設備の取得価額の合計額が2,700万円(現行2,500万円)を超えるものに改める。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、同施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の額を定めるものである。</p> <p>(平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉センターのうち三重県身体障害者更生相談所を除く施設の管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。 ・指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
	食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>食品衛生法の一部改正にかんがみ、食品衛生の措置基準等を改正するものである。</p> <p>(平成17年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生上講ずべき措置の基準として、営業施設における衛生管理、営業施設等における食品取扱者等の衛生管理、営業施設等における食品取扱者に対する教育訓練等を定める。

区 分	件 名	概 要
生活部	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案	<p>三重県立津高等技術学校において、授業料等を徴収するための規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立津高等技術学校(普通課程に限る。)に在籍する者は授業料を、入校を志望する者は入校選抜手数料を、入校する者は入校料を納付しなければならない。 ・授業料、入校選抜料及び入校料の額を定める。
県土整備部	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: center;">(平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>三重県営住宅条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、県営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成18年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正項目) ・県営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定める。</p>
	<p>三重県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成18年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正項目) ・特定公共賃貸住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定める。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>度会郡南伊勢町及び北牟婁郡紀北町の設置に伴い、規定を整理するものである。 (平成17年10月1日、同月11日から施行) (主な改正項目) ・高等学校の位置について、「度会郡南島町」及び「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に、「北牟婁郡紀伊長島町」を「北牟婁郡紀北町」に改める。</p>

区 分	件 名	概 要
農水商工部	三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、三重県営サンアリーナの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、同施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の上限額を設けるものである。</p> <p>(平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンアリーナの管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。 ・指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
教育委員会	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、三重県営松阪野球場の管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、同施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の上限額を設けるものである。</p> <p>(平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪野球場の管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。 ・指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

区 分	件 名	概 要
地域振興部	三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、三重県立ゆめドームうえの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、同施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の上限額を設けるものである。</p> <p>(平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆめドームうえの管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。 ・指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (13件) 地域振興部	町村の廃置分合について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月1日から、多気郡多気町及び同郡勢和村を廃し、その区域をもって多気郡多気町を置くものとする。
	市町の廃置分合について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から、熊野市及び南牟婁郡紀和町を廃し、その区域をもって新たに熊野市を置くものとする。
	町村の廃置分合について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月10日から、多気郡大台町及び同郡宮川村を廃し、その区域をもって多気郡大台町を置くものとする。

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	主要地方道久居美杉線（須渕B P）緊急地方道路整備（B改良）須渕トンネル工事 ○場所 一志郡美杉村八知地内 ○契約金額 変更前 816,579,750 円 変更後 814,748,550 円
	工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター汚泥処理棟建設工事 ○場所 伊勢市大湊町地内 ○契約金額 変更前 598,290,000 円 変更後 600,205,200 円
	工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）外宮幹線（第1工区）管渠工事 ○場所 度会郡御菌村大字新開～伊勢市船江2丁目地内 ○契約金額 変更前 1,116,923,850 円 変更後 1,107,501,150 円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	財産の取得について	<p>小中学校向け給与・旅費システム用端末の購入 (システム構築に伴いパソコン及びプリンタを導入するもの) ○契約金額 94,395,000 円</p>
総合企画局	損害賠償の額の決定及び和解について	<p>平成 17 年 5 月 15 日、科学技術振興センター工業研究部窯業研究室の施設公開時に、敷地内に設置した「満車」の案内板が突風により倒れ、駐車場に入ろうとした自家用車の左側面を損傷した。 損害賠償額 104,360 円</p>
総務局	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p> <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。 （平成 17 年 2 月 14 日で事務受託をする団体） 大紀町</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 （平成 17 年 3 月 31 日で事務受託を廃止する団体） 伊勢志摩市町村税等滞納整理組合</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (18件) 総務局	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年7月7日四日市市富士町1の交差点において発生した北勢県民局企画調整部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 23,054円
健康福祉部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年1月6日津市広明町地内の交差点において発生した津地方県民局保健福祉部(福祉相談室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 69,343円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年11月10日伊賀市広瀬地内の市道において発生した高速道路交通警察隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 804,204 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年11月21日名張市蔵持町芝出地内の国道165号において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,398 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年12月1日津市相生町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 141,514 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年2月10日津市上浜町地内の国道23号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 105,687 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について</p>	<p>平成17年2月16日松阪市大足町地内の市道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 221,875 円</p> <p>平成17年2月21日員弁郡東員町大字大木地内の町道において発生した員弁警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 83,852 円</p> <p>平成17年3月8日松阪市宮町地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償の額 124,945 円</p>

区 分	件 名	概 要
総務局	平成16年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
	平成16年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。
県土整備部	平成16年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁	平成16年度三重県水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	平成16年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	平成16年度三重県電気事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	平成16年度三重県水道事業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づくもの。
	平成16年度三重県電気事業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づくもの。
総務局 警察本部 企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>1 県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 三重県総合税システム用機器等の賃貸借に関する契約</p> <p>【履行場所】 三重県吉田山会館他</p> <p>【契約金額】 819,000,000 円</p> <p>【契約名称】 電子計算機の賃貸借保守及びプログラム・プロダクトの使用許諾に関する契約</p> <p>【契約金額】 171,320,280 円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>◎提出 (1件)</p>	<p>県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書</p>	<p>2 地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約 【契約名称】 三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵施設築造工事 【場 所】 桑名市多度町力尾地内 【契約金額】 667,905,000円</p> <p>地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社ほか12法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。</p>